

グループホームゆんぬ（介護予防）認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「与論町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例及び「与論町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 （介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人徳洲会
代表者氏名	理事長 東上 震一
本社所在地 （電話番号等）	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200 06-6346-2888

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームゆんぬ
介護保険指定 事業所番号	4679600082
事業所所在地	鹿児島県大島郡与論町茶花 302-5

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人徳洲会が設置するグループホームゆんぬ（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。
-------	---

運 営 の 方 針	<p>指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。</p> <p>指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。</p> <p>5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</p> <p>6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う、</p> <p>8 前7項のほか、「与論町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」、「与論町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
-----------	--

(3) 事業所の施設概要

建築	木造平屋	546.24 m ²
敷地面積	1521.77 m ²	
開設年月日	平成17年5月1日	
ユニット数	2	

<主な設備等>

面 積	526.28 m ²
居 室 数	2 ユニット 18 室 1 部屋につき約 8.8 m ²
食 堂	各ユニット1か所
台 所	1 ユニットにつき1箇所
ト イ レ	1 ユニットにつき2箇所
浴 室	1 ユニットにつき1箇所

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日中時間帯	8 時～20 時
利用定員内訳	18 名 1 ユニット 9 名 1 ユニット 9 名

(5) 事業所の職員体制

管理者	境 静子
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1 名 計画作成担当者、介護職員と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 2 名 介護職員と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	常 勤 11 名 非常勤 5 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、トロミ剤を使用し食べやすくしての提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による月1回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。
-----	---

(2) 介護保険給付サービス利用料金

《認知症対応型共同生活介護費》

一割負担の場合（30日の場合）

介護度	介護費（単位）	介護保険本人負担（1割）	若年性認知症利用者受入加算	入院時費用	初期加算	協力医療機関連携加算Ⅰ	医療連携体制加算ⅠⅢ	口腔栄養スクリーニング加算	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	退居時情報提供加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅱ
要支援2	749	22,470	120	246	30	100	0	20	10	250	6	4,031
要介護1	753	22,590	120	246	30	100	37	20	10	250	6	4,268
要介護2	788	23,640	120	246	30	100	37	20	10	250	6	4,455
要介護3	812	24,360	120	246	30	100	37	20	10	250	6	4,584
要介護4	828	24,840	120	246	30	100	37	20	10	250	6	4,669
要介護5	845	25,350	120	246	30	100	37	20	10	250	6	4,760

二割負担の場合（30日の場合）

介護度	介護費（単位）	介護保険本人負担（1割）	若年性認知症利用者受入加算	入院時費用	初期加算	協力医療機関連携加算Ⅰ	医療連携体制加算ⅠⅢ	口腔栄養スクリーニング加算	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	退居時情報提供加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅱ
要支援2	749	44,940	240	492	60	200	0	40	20	500	12	8,062
要介護1	753	45,180	240	492	60	200	74	40	20	500	12	8,536
要介護2	788	47,280	240	492	60	200	74	40	20	500	12	8,910
要介護3	812	48,720	240	492	60	200	74	40	20	500	12	9,168
要介護4	828	49,680	240	492	60	200	74	40	20	500	12	9,338
要介護5	845	50,700	240	492	60	200	74	40	20	500	12	9,520

三割負担の場合（30日の場合）

介護度	介護費（単位）	介護保険本人負担（1割）	若年性認知症利用者受入加算	入院時費用	初期加算	協力医療機関連携加算Ⅰ	医療連携体制加算Ⅲ	口腔栄養スクリーニング加算	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	退居時情報提供加算	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅱ
要支援2	749	67,410	360	738	90	300	0	60	30	750	18	12,093
要介護1	753	67,770	360	738	90	300	111	60	30	750	18	12,804
要介護2	788	70,920	360	738	90	300	111	60	30	750	18	13,365
要介護3	812	73,080	360	738	90	300	111	60	30	750	18	13,752
要介護4	828	74,520	360	738	90	300	111	60	30	750	18	14,007
要介護5	845	76,050	360	738	90	300	111	60	30	750	18	14,280

自己負担料

家賃1日400円 水道光熱費1日300円 食費1日1,500円

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の97/100となります。

※ 入居して最初の1ヶ月間は1日30単位の初期加算があります。

※ 利用者が病院又は診療所に入院後、1月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として利用者負担1割246単位、2割492単位、3割738単位の加算があります。

(4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	1日当たり400円
② 食費	朝食400円/回 昼食500円/回 夕食500円/回 おやつ100円/日
③ 光熱水費	日額300円
	また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日に限っては、光熱水費を頂戴しません。
④ 理美容費	理容代 美容代 実費
⑤ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。（おむつ等）
	・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。
	・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。
	・病院受診は医療保険による負担が発生します。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 23 日（土・日・祝日の場合は翌日）までに、下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替</p> <p>イ 支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退居に当たっての留意事項

(1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

(2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。

- ① 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- ② 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をお

おむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 （協力医療機関一覧）	医療機関名 与論徳洲会病院 所在地 与論町大字茶花 403-1 電話番号 0997-97-2511 FAX番号 0997-97-2711 受付時間 24時間対応 診療科 内科・外科 他
【委託医療機関】 （看護師の所属医療機関）	療機関名 所在地 電話番号 FAX番号 受付時間 診療科
【主治医】	医療機関名 与論徳洲会病院 氏名 高杉 香志也 電話番号 0997-97-2511
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 与論町役場 町民福祉課	所在地 与論町大字茶花 1418-1 電話番号 0997-97-4992（直通） FAX番号 0997-97-4196（直通） 受付時間 8:30~17:00（土日祝は休み）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損保ジャパン
	保険名	賠償責任保険
	補償の概要	身体の障害・財物の損壊 1事故・期間中1億円等
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険(株)
	保険名	自動車保険・一般自動車総合保険
	補償の概要	対人・対物無制限等

10 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（柳田 廣貴）
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 8月・3月）

11 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 鹿児島県大島郡与論町茶花 302-5 電話番号 0997-81-3919 ファックス番号 0997-81-3436 受付時間 8:30~17:00
【市町村（保険者）の窓口】 与論町役場 町民福祉課 介護保険担当	所在地 鹿児島県大島郡与論町大字茶花 1418-1 電話番号 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 鹿児島県国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町 7-4 電話番号 099-213-5122 受付時間 8:30~17:00(土日祝は休み)

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	2024/3/19
【第三者評価機関名】	運営推進会議
【評価結果の開示状況】	グループホームゆんぬ ホームページ

13 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所のホームページにおいて公開しています。

14 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p>

	<p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

15 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	（高橋 香菜 小澤 良美）
-------------	---------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。
また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

19 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 利用料、利用者負担額の目安
(介護保険を適用する場合)

《認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護》

基本 利用料	介護 保険 運用 の有 無	サービス内容										利用料	利用者 負担額
		若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	入 院 時 費 用	初 期 加 算	協 力 医 療 機 関 連 携 加 算 I	医 療 連 携 体 制 加 算 I 3	口 腔 栄 養 ス ク リ ー ン グ 加 算	高 齢 者 施 設 等 感 染 対 策 向 上 加 算 (I)	退 居 時 情 報 提 供 加 算	サ ー ビ ス 提 供 加 算	介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 (II)		
要介護 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円	円
1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額													円

《介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護》

基本 利用料	介護 保険 運用 の有 無	サービス内容										利用料	利用者 負担額
		若 年 性 認 知 症 利 用 者 受 入 加 算	入 院 時 費 用	初 期 加 算	協 力 医 療 機 関 連 携 加 算 Ⅰ	医 療 連 携 体 制 加 算 Ⅲ	口 腔 養 生 ク リ ー ン グ 加 算	高 齢 者 施 設 等 感 染 対 策 向 上 加 算 Ⅰ	退 居 時 情 報 提 供 加 算	サ ー ビ ス 提 供 加 算	介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 Ⅱ		
要介護 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円	円
1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額													円

その他の費用

① 家賃	重要事項説明書 3 (4) -①記載のとおりです。
② 食費	重要事項説明書 3 (4) -②記載のとおりです。
③ 光熱水費	重要事項説明書 3 (4) -③記載のとおりです。
④ 理美容費	重要事項説明書 3 (4) -④記載のとおりです。
⑤ その他	重要事項説明書 3 (4) -⑤記載のとおりです。

(2) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	() 円
----------	-------

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

重度化対応に関する指針

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意志ならびに御家族の意志を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、他職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

- ・継続した入院治療が必要と医師が判断した場合
(口からの食事・水分摂取が困難になった場合含む)
- ・要介護度の悪化により体幹保持が困難になった場合
- ・移乗・移動時に二人介助を要するようになった場合
- ・認知症の著しい悪化や精神状態の悪化により共同生活が困難になった場合

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

- ① 急性期における医師や医療機関との連携体制
協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関

与論徳洲会病院

所在地 鹿児島県大島郡与論町茶花403番地1

電話 0997-97-2511

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

- ① 重度化に伴うケア計画の作成
重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズ変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。
- ② ケア計画に沿ったケアの実施
ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。
- ③ 家族・地域との連携
家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

（管理者）

- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修
- ・定期的なカンファレンスへの参加

（看護職員）

- ・主治医または協力病院との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録

（計画作成担当者）

- ・継続的な家族支援
- ・多職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応

（介護職員）

- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加

4. 看取り介護への対応

当施設では看取り介護は行いませんが、重度化した場合の対応に当たっては介護方法、治療法などについてご本人、ご家族、協力医療機関と相談しながらその受け入れの可否を含めて検討し対応していきます。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ①重度化に伴うケアの知識と技術
- ②重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③チームケアの充実
- ④重度化した入居者の介護に関する対応
- ⑤重度化対応ケアの振り返り（検証）

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍し、家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「与論町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」及び「与論町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	鹿児島県大島郡与論町茶花 302-5
	法人名	医療法人徳洲会
	代表者名	理事長 東上 震一 印
	事業所名	グループホーム ゆんぬ
	説明者氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	鹿児島県大島郡与論町大字
	氏名	印

代理人	住所	鹿児島県大島郡与論町大字
	氏名	印

利用者	住所	鹿児島県大島郡与論町大字
	氏名	印

上記署名は、() が代行しました。